

消費者行政予算に関する要望書

2009（平成21）年10月19日

全国消費者行政ウォッチねっと

消費者庁・消費者委員会がスタートして1ヶ月半が経過しました。現在政府は09年度補正予算の検討を進めていますが、消費者庁・消費者委員会の創設により大きな方向転換を果たし、まさにこれから正念場を迎えようとしている消費者行政の予算に関し、以下の点に十分配慮して頂くよう要望します。

1 地方消費者行政活性化交付金について

消費者庁の抱える課題は数多くありますが、なかでも地方消費者行政の充実化は最も重要な課題の一つです。

この点に関しては、昨年度第2次補正予算150億円に上積みして、110億円の地方消費者行政活性化交付金の追加交付が予定され、目下、各地方自治体においてその有効な活用が検討されているところです。ところが10月6日、消費者庁は、2009年度補正予算で、そのうち30億円を削減すると発表しました。昨年度補正分150億円はすでに交付されていますが、本年度分110億円のうち30億円が執行停止されることは、今後の地方消費者行政の充実・強化へ向け、極めて大きな痛手です。「今後3年間で地方消費者行政の集中育成・強化期間」と定め、各自治体で地域の実情に則った多面的な消費者施策が導入されようとしているまさにこのときに、その流れを阻む措置となりかねず、到底容認できるものではありません。

2 消費者委員会の事務局態勢について

消費者委員会には、3年間の集中育成・強化期間経過後の地方消費者行政支援の在り方や違法収益の吐き出し制度等、多くの重要事項についての検討が求められています。消費者行政全般に対する監視機能も大切です。ところが現在の消費者委員会は、事務局態勢が極めて不十分であり、これら様々な重要課題の検討や、消費者行政全般に対する監視などの機能を十分に果たせる状況にはありません。消費者委員会の事務局態勢の拡充は、消費者行政の充実化にとって絶対に不可欠のものであり、速やかかつ確実に実現する必要があります。

よって私たちは、地方消費者行政の充実と消費者委員会の機能強化のため、以下の事項を要望します。

1. 「執行停止額30億円」を見直し、当初補正予算通りに09年度の追加交付金総額を「110億円」に戻してください。
2. 地方消費者行政の充実・強化へ向け、活性化計画の策定推進を各自治体に促してください。その際、各自治体が積極的に基金の活用を推進できるよう交付条件を定めた交付要領等を見直し、基金の積極活用が可能となる内容にしてください。
3. 3年間の集中育成・強化期間後の地方消費者行政の充実化策については、消費者委員会において検討することとされている趣旨に鑑み、集中育成・強化期間中の地方消費者行政活性化基金の在り方についても、消費者委員会の意向を確認し、尊重してください。
4. 消費者委員会がそのさまざまな機能を最大限果たすことができるよう、その事務局態勢を至急充実させてください。そのために必要十分な予算措置を行ってください。